

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第718号）

2024年4月23日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 商務部、24年版全国・自貿区クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストを公表

商務部は2024年3月22日、『クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）』（2024年版）及び『自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）』（2024年版）を公表しました。商務部は国際基準に照準を合わせ、分野ごとの参入措置をリスト化し、初のクロスボーダーサービス貿易を対象とした全国的なネガティブリスト管理制度を構築しました。全国版リストと比べて、自貿区版リストでは、個人による職業資格の取得や、専門サービス、証券・先物関連業務の展開、文化などの面において、より大きな緩和措置を打ち出しました。2つのリストは24年4月21日より実施します。

### ■ 直近の重要政策

#### 金融政策

- ✓ オートローン関連政策の調整に関する中国人民銀行、国家金融監督管理総局の通知  
（中国人民銀行など、4/3）

#### 最低賃金

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移  
（人力資源社会保障部など、24/4/1時点）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 商務部、24年版全国・自貿区クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストを公表

商務部は2024年3月22日、『クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)』(2024年版。以下、全国版リスト)及び『自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)』(2024年版。以下、自貿区版リスト)<sup>1</sup>を公表しました。商務部は国際基準に照準を合わせ、分野ごとの参入措置をリスト化し、初のクロスボーダーサービス貿易を対象とした全国的なネガティブリスト管理制度を構築しました。リスト外の分野については、中国国内外のサービス及びサービス提供者の待遇一致の原則のもとで、管理を実施するとしています。2つのリストは24年4月21日より実施し、海外の提供者が、クロスボーダー方式(越境取引、海外消費、人の移動)でサービスを提供する際の特別管理措置を業種別に列記しています。具体的には、農林水産、建築、卸売・小売、交通運輸・倉庫・郵政、情報伝送・ソフトウェア・ITサービス、金融、リース・ビジネスサービス、科学研究・技術サービス、教育、衛生・ソーシャルワーク、文化・スポーツ・エンタメの11分野に分類しています。

全国版リストと比べて、自貿区版リストでは、個人による職業資格の取得や、専門サービス、証券・先物関連業務の展開、文化などの面において、より大きな緩和措置を打ち出しました。具体的には以下4点が挙げられます。

①職業資格試験への受験制限を緩和。海外の個人による都市プランナー、不動産鑑定士、オークショニア、デザインサーベイ・エンジニア、獣医、監理技術者の6種類の職業資格試験への受験制限を撤廃しました。

②金融業について、21年8月より海南自由貿易港で試行されている対外開放策を自由貿易試験区に拡大。条件を満たす海外の個人が法に基づき証券口座及び先物取引口座の開設を申請することや、証券投資コンサルティング及び先物取引コンサルティング業務に従事することを認めました。

③専門サービス業については、海外事業者及び個人による通関申告業務の展開制限を撤廃しました。

④文化分野について、中外合作のテレビドラマの制作チームにおける中国側スタッフの割合下限を従来の1/3から1/4に引き下げました。

2つのリストの比較内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】全国版リストと自貿区版リストの比較

分野	全国版リスト	自貿区版リスト	備考
卸売・小売	✓ 海外の個人がオークショニアの従業資格試験への参加を申請してはならない。	—	✓ 自貿区における外国人によるオークショニア資格試験への受験が可能
金融	✓ 別途規定がある場合を除き、中国籍を持たない証券投資コンサルタントは、証券投資コンサルティング業務に従事してはならない。	—	✓ 外国籍証券投資コンサルタントによる自貿区での業務展開が可能
	✓ 別途規定がある場合を除き、中国籍を持たない先物取引コンサルタントは、先物取引コンサルティング業務に従事してはならない。	—	✓ 外国籍先物取引コンサルタントによる自貿区での業務展開が可能

<sup>1</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<http://fms.mofcom.gov.cn/article/a/ad/202403/20240303485197.shtml>

【図表1】全国版リストと自貿区版リストの比較（続き）

分野	全国版リスト	自貿区版リスト	備考
金融	<p>✓ 海外企業または個人は証券取引所の一般会員、先物取引所の会員になってはならない。中国政府が別途規定する場合を除き、海外企業または個人は証券口座、先物取引口座の開設を申請してはならない。</p>	<p>✓ 海外企業または個人は証券取引所の一般会員、先物取引所の会員になってはならない。<u>自貿区に勤務する海外の個人または中国政府が別途規定する場合を除き、海外企業または個人は証券口座、先物取引口座の開設を申請してはならない。</u></p>	<p>✓ 自貿区における外国人による証券口座、先物取引口座の開設が可能</p>
リース・ビジネスサービス	<p>✓ 海外の法律事務所、その他の組織または個人は駐在員事務所以外の名義で中国本土において法律サービスを提供してはならない。</p>	<p>✓ 海外の法律事務所、その他の組織または個人は駐在員事務所以外の名義で中国本土において法律サービスを提供してはならない（<u>香港・マカオ特別行政区の弁護士が法律顧問を担当、承認された地域の法律事務所が外国法律顧問担当として外国籍弁護士を採用する場合を除く</u>）。</p>	<p>✓ 外国人弁護士による自貿区での業務展開が可能</p>
	<p>✓ 中国域外に設立された経営主体及び域外の個人は通関申告業務に従事してはならない。</p>	-	<p>✓ 海外事業者及び個人による自貿区での通関申告業務の展開が可能</p>
技術サービス	<p>✓ 海外の個人は以下の資格試験への参加を申請してはならない。 ①資産査定士、②不動産鑑定士、③鉱業権査定士、④測量士、⑤都市プランナー、⑥デザインサーベイ・エンジニア、⑦監理技術者</p>	<p>✓ 海外の個人は以下の資格試験への参加を申請してはならない。 ①資産査定士、②鉱業権査定士、③測量士</p>	<p>✓ 海外の個人による自貿区での不動産鑑定士、都市プランナー、デザインサーベイ・エンジニア、監理技術者の資格試験への受験が可能</p>
衛生	<p>✓ 海外の個人は獣医従業資格試験への参加、資格登録または届け出を申請してはならない。</p>	-	<p>✓ 海外の個人による自貿区での獣医資格取得が可能</p>
文化	<p>✓ 中外合作のテレビドラマの制作チームにおける中国側スタッフ（脚本家、プロデューサー、ディレクター、メインキャスト）は <u>1/3</u> を下回ってはならない。</p>	<p>✓ 中外合作のテレビドラマの制作チームにおける中国側スタッフ（脚本家、プロデューサー、ディレクター、メインキャスト）は <u>1/4</u> を下回ってはならない。</p>	<p>✓ 自貿区の中外合作テレビドラマの制作チームにおける中国側スタッフの割合下限を従来の1/3から1/4に引き下げ</p>

（全国版リストと自貿区版リストに基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 金融政策

#### オートローン関連政策の調整に関する中国人民銀行、国家金融監督管理総局の通知

(原文: 中国人民銀行 国家金融監督管理总局关于调整汽车贷款有关政策的通知)

中国人民銀行など2024年4月3日公表

#### 【主要内容】

- 中国人民銀行 (PBOC) は国家金融監督管理総局 (NFRA) と連名で、オートローンの頭金比率の規制緩和を旨とする通達を公表した。同通達は24年4月3日より実施し、自動車消費・買い替え促進策の一環となる。『オートローン関連政策の調整に関する中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会の通知』(銀発 [2017] 234号) は廃止となる。
- オートローンの頭金の下限について、自家用ガソリン車と新エネルギー車は金融機関が自由に決める(これまで自家用ガソリン車は20%、新エネルギー車は15%)。営業用ガソリン車は30%、営業用新エネルギー車は25%、中古車は30%とする。
- 金融機関が自動車の買い替えにおけるローンの繰り上げ返済により発生した違約金を適切に減免することを奨励する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5316656/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## ■ 中国各地の月額最低賃金

湖北省は24年2月1日より月額最低賃金を2,010元から2,210元に引き上げるとしました。この他、江西省と寧夏自治区も最低賃金を引き上げました。

24年4月1日時点の中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金は下表の通りです。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
華北	北京	2023年9月	2,420	2,420	2,320	2,320	2,200
	天津	2023年11月	2,320	2,180	2,180	2,180	2,050
	河北	2023年1月	2,200	2,200	1,900	1,900	1,900
	山西	2023年4月	1,980	1,980	1,880	1,880	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,980	1,980	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,860	1,860	1,860	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,880	1,880	1,880	1,780
	遼寧	2021年11月	1,910	1,910	1,910	1,910	1,810
華東	上海	2023年7月	2,690	2,690	2,590	2,590	2,480
	江蘇	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,020
	(蘇州)	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,020
	浙江	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,010
	山東	2023年10月	2,200	2,200	2,100	2,100	1,910
	福建	2022年4月	2,030	2,030	2,030	1,800	1,800
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,300	2,300	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,360	2,360	2,200
	広西	2023年11月	1,990	1,810	1,810	1,810	1,810
	海南	2023年12月	2,010	1,830	1,830	1,830	1,670
中部	河南	2024年1月	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900
	安徽	2023年3月	2,060	2,060	1,650	1,650	1,550
	江西	2024年4月	2,000	1,850	1,850	1,850	1,680
	湖北	2024年2月	2,210	2,010	2,010	2,010	1,750
	湖南	2022年4月	1,930	1,930	1,930	1,700	1,700
西北	陝西	2023年5月	2,160	2,160	1,950	1,950	1,800
	甘肅	2023年11月	2,020	1,820	1,820	1,820	1,620
	寧夏	2024年3月	2,050	1,950	1,950	1,950	1,660
	青海	2023年2月	1,880	1,880	1,700	1,700	1,700
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,820
西南	重慶	2022年4月	2,100	2,100	2,100	1,800	1,800
	四川	2022年4月	2,100	2,100	2,100	1,780	1,780
	貴州	2023年2月	1,890	1,890	1,790	1,790	1,790
	雲南	2023年10月	1,990	1,990	1,670	1,670	1,670
	チベット	2023年10月	2,100	2,100	1,850	1,850	1,650

※24年以外の金額は23年12月31日時点の基準額(人力資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

[http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202404/t20240403\\_516177.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshzb/laodongguanxi_/fwyd/202404/t20240403_516177.html)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。